

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第30号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項の表中「次長」を「会計管理者（次長に準ずる者）
次長」に改
め、「会計管理者」の次に「（課長に準ずる者）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年7月8日から施行する。